

平成 29 年度 第 1 回秩父市総合教育会議 次第

平成 29 年 6 月 2 日 (金) 15 時 30 分

本庁舎 3 階 庁議室

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

(1) 放課後児童対策について

(2) 教育相談の充実について

4 その他

5 閉 会

秩父市の放課後児童対策の総合的な推進について

平成27年4月から、すべての子どもたちが笑顔で成長し、すべての家庭が安心して子育てができ、育てる喜びを感じられるように、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていくことを目指す「子ども・子育て支援新制度」が始まりました。

市では、この新制度施行に伴い、平成27年度から平成31年度までを計画期間とする「秩父市子ども子育て支援事業計画」を策定し、幼児期の教育・保育及び地域の子ども・子育て支援を総合的に推進していくこととしています。

今後、秩父市の子ども子育て支援に関する基本的な方向性を定めた「子ども子育て支援事業計画」をもとに、放課後児童対策の推進を図るうえで、課題となる事項を精査し、事業計画を推進していく必要があります。

そこで、秩父市における放課後児童対策の現状と今後推進していく施策について総合教育会議で現状を報告するとともに、今年度推進していく施策について提案するものです。

参考

◎平成29年度 秩父市経営方針 【子育て関連】

- ・ 保育所や幼稚園の待機児童ゼロを堅持
- ・ 学童保育室、ふれあい学校の充実
- ・ まつりなどを通して、子どもの声がこだまするまちづくりをめざす。
- ・ 地域で子どもを見守り、育てる環境を整備

秩父市学童保育の現状

1 学童保育室の現状

秩父市では、保護者の就労等により、常時留守になる家庭等の児童に対し、放課後等の生活の場を確保し、健全な育成を図ることを目的として、**公立14室、民間(運営の委託をしている、社会福祉法人又は学校法人)3室**の合わせて**17室**の学童保育室を設置又は運営委託をしています。

(2P 参照)

平成29年4月1日現在の定員数は、公立合計590名、民間合計160名で、市内合計では750名となっています。※H27年度670名、H28年度710名

※平成28年度 「かみたのキッズクラブ」民間学童保育室(市運営委託)を開設。(定員40)

平成29年度 「大畑アフタースクール」民間学童保育室(市運営委託)を開設。(定員40)

今後、市の私学幼稚園は認定こども園に移行していくが、学童が併設されるかは未定

◆平成29年4月1日現在、3つの保育室で計27名(花の木、高篠第1、吉田)の待機児童が発生しており、特に吉田学童保育室は、16人と多く、早急な対応が望まれる。

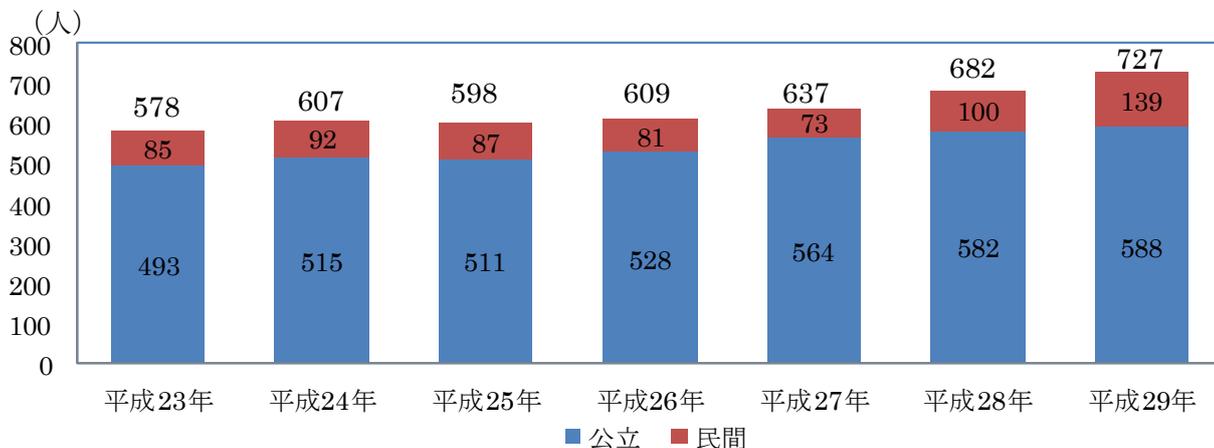
■【別添】平成29年度 学童保育室の入室児童数一覧

(人)

区分	学童保育室名	対象 小学校区	対象 学年	保育時間	保育料	定員	入所者 H29.4.1	待機児童 H29.4.1 現在
				上段：平日 下段：土曜日、 長期休業				
公立	花の木学童	花の木	全学年 ※保護者の就 労等により放 課後家庭保育 を受けられない児童	放課後～18:45 7:45～18:45	児童1人 あたり 月額 4,200円	40	43	7 (5・6年)
	下郷学童	西				50	45	—
	西学童	西				40	42	—
	宮地学童	秩父第一				30	33	—
	中村学童	花の木				25	27	—
	影森学童	影森・久那				50	50	—
	ぶこう学童	影森・久那				50	52	—
	高篠第1学童	高篠				40	45	4 (6年)
	高篠第2学童	高篠				30	35	—
	南学童	南				60	34	—
	尾田蒔学童	尾田蒔				50	51	—
	大田学童	大田				30	36	—
	吉田学童	吉田				45	49	16 (4・5年)
荒川学童	荒川東・西	50	46	—				
民間	原谷学童クラブ	原谷	全学年 ※同上	10:00～19:00	1～4年生	40	44	—
	原谷第三学童クラブ	原谷		7:30～19:00	6,500円	40	38	—
	かみたのキッズクラブ	荒川東・西 久那、影森		放課後～18:45 7:45～18:45	5～6年生 5,500円	40	31	—
	大畑アフタースクール	西、原谷		40	26	—		
						750	727	27

■入室児童数の推移

平成29年4月1日現在、公立・民間の合計で727人。平成29年度の定員に対する充足率は97%。
学童保育室の利用は、平成27年度から増加傾向となり、待機児童が発生しています。



秩父市ふれあい学校の現状

1 ふれあい学校の現状

秩父市のふれあい学校は、**児童の放課後の居場所づくり事業**として市内全小学校13校に設置しています。

この事業は、**学校長の管理監督の下で、教育委員会が配置した学校補助員により、放課後や学校休業日における体験活動及び交流活動を実施し児童の育成を支援することを目的としており、市の独自施策として平成16年度から開設したものです。**

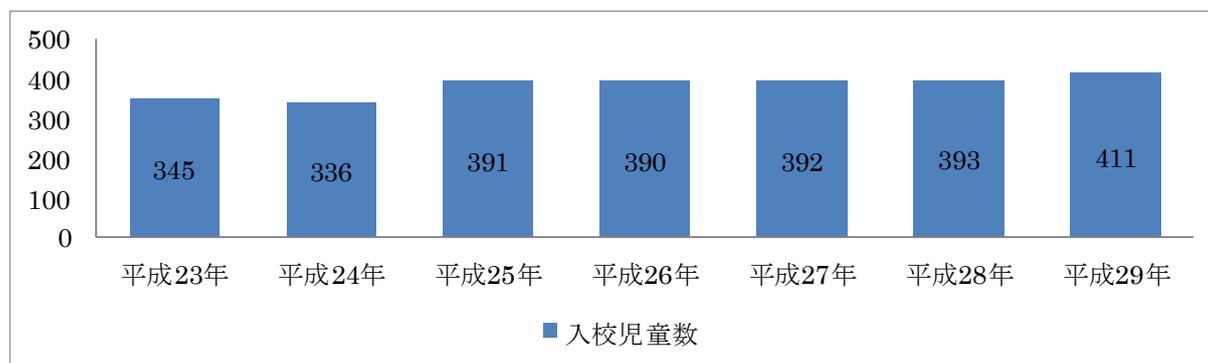
■平成29年度 ふれあい学校入校児童数一覧

ふれあい学校名	対象学年	保育時間		保育料	定員	入所者 H29.4.1	待機児童 H29.4.1 現在
		上段：平日	下段：土曜日、長期休業				
秩父第一小学校	1年生から 6年生 ※学童保育 室条例に規 定する学童 に該当しな い児童	放課後～16:30 9:00～16:30 ※現在、土曜日について は、利用者が少ないため 休校	児童1人 あたり 月額 2,000円	30	28	—	
花の木小学校				25	28	2 (1年※)	
西小学校				60	60	6 (5. 6年)	
南小学校				25	28	—	
尾田蒔小学校				25	29	4 (5年)	
原谷小学校				60	56	—	
久那小学校				25	16	—	
高篠小学校				30	31	2 (4年)	
大田小学校				25	27	—	
影森小学校				25	38	9 (1年※、3年)	
吉田小学校				25	28	—	
荒川東小学校				25	25	8 (3. 4年)	
荒川西小学校				25	15	—	
				405	411	31	

■入校児童数の推移

平成29年4月1日現在で、411名となっている。(31名が待機児童)

平成25年度に定員拡大を実施しているが、利用希望が多く、待機が発生している。(人)



秩父市子ども・子育て支援事業計画に定める今後の取り組み

＜子ども子育て支援事業計画における「放課後児童対策」に係る課題と取り組み＞

■子育て支援サービスの充実

【課題】

学童保育の対象を「おおむね10歳未満の児童（3年生まで）」と定めた児童福祉法が平成27年に改正され、対象が6年生まで拡大されたため、4・5・6年生の待機児童が発生しています。

・平成29年度は27名が待機となっている状況

【今年度の取り組み】

※待機が発生している各学童保育室の状況を精査し、施設面、及び職員体制の両面の整備を推進する。

◆対応策

吉田小学校内の一時的余裕教室を活用し、吉田学童保育室を増設することにより、待機児童を解消したい。→平成29年5月10日に吉田小学校長・教頭と協議を行い、現在図書室として活用している多目的室を共用できることとなり、夏休みからの開始に向け準備を進めることになった。（16名の待機児童が解消されることとなる。）

さらに、花の木については、花小の一時的余裕教室が使用可能か学校と協議する。高篠については高篠小の一時的余裕教室がないため、民間の受け入れが可能か交渉してみる。

■総合支援体制の整備

◆「放課後こども総合プラン」として、共働き家庭の「小1の壁」を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、一体型を中心とした、放課後児童クラブ（学童保育室）とふれあい学校の計画的な整備を進める。（別添資料）

・平成31年度までに、8か所での一体型の実施を目指す。

※校舎内に設置されている学童保育室との一体型6校（高篠、南、尾田蒔、大田、吉田、荒川）
学校敷地内に設置されている学童保育室との一体型2校（花の木、西）

さらに、今年度中に第一小学校校舎内に宮地学童保育室が新設される予定

【課題】

放課後子供教室推進事業(補助事業)における一体型の実施にあたっては、地域の実情に応じた効果的な実施に関する検討の場として、運営委員会等の設置が求められ、県からの指導も踏まえ、早期の設置が必要となる。

(1) 運営委員会構成員

行政関係者、学校関係者、PTA関係者、社会教育関係者、児童福祉関係者、放課後児童クラブ関係者、放課後子供教室関係者、学校支援地域関係者、学校運営協議会等関係者、地域住民 等

(2) 主な検討内容案

教育委員会と福祉部局の具体的連携方策、小学校余裕教室等の活用方策と公表、活動プログラムの企画・充実、安全管理方策、ボランティア等の地域の協力者の人材確保方策、広報活動方策

◆対応策

将来的には、学童保育室とふれあい学校の一体化を目指す。そのために、すべての児童と一緒に学習や体験活動を行うことができる共通のプログラムを充実させる。

■子どもにやさしい生活環境づくり

現在、全小学校においてふれあい学校を開設しており、今後も継続するが、管理・運営方法等について見直す。

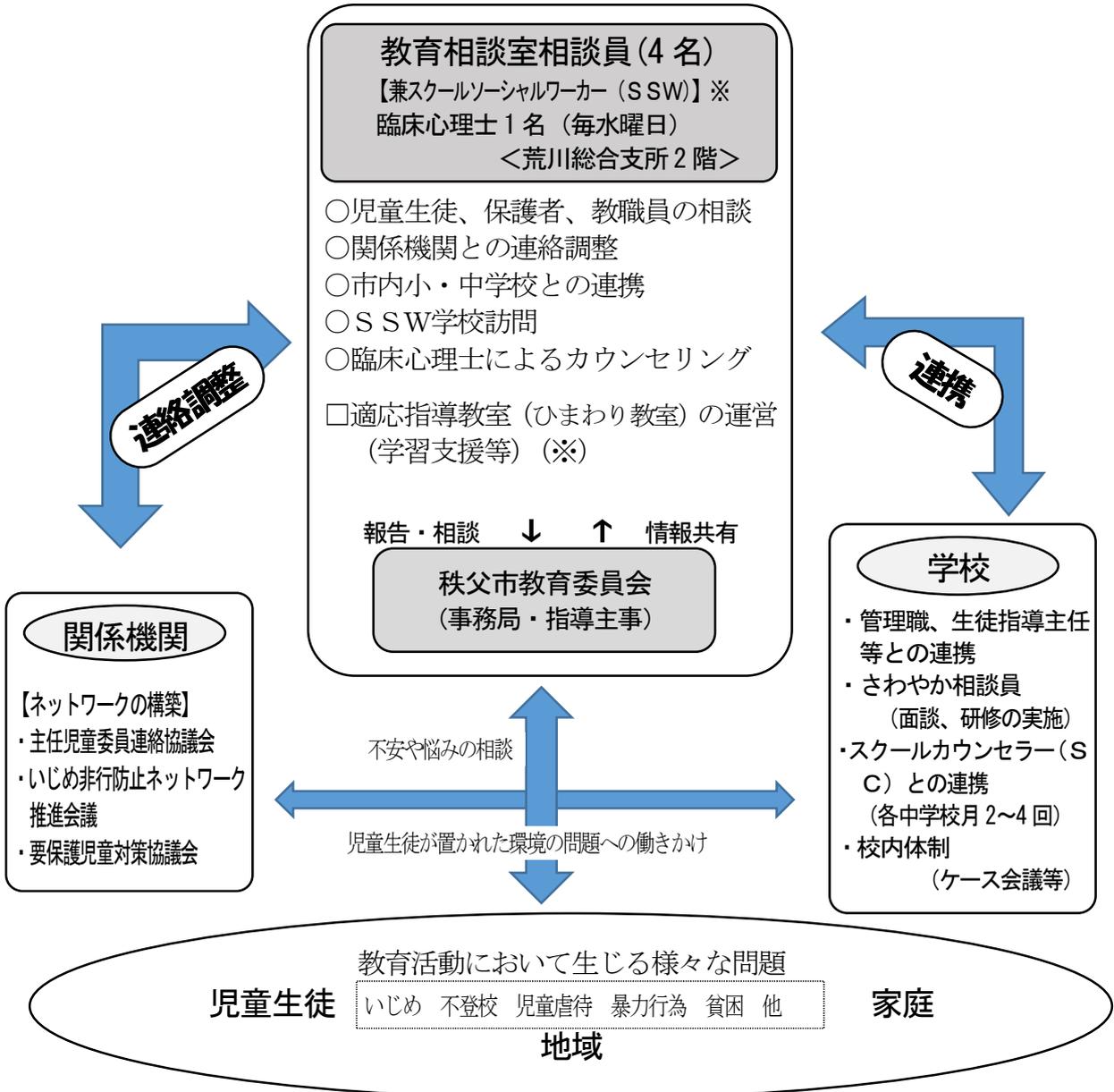
◆対応策

ふれあい学校についての、学校施設活用にあたっての責任体制については、現在校長先生の管理のもとで行われているが、実施主体はあくまでも市教育委員会であるので、管理運営の責任の所在を明確化する。

平成 29 年度 教育相談室の運営について

H 2 9 . 6 . 2

1 秩父市の教育相談体制



※適応指導教室

秩父市立小・中学校に在籍する児童生徒のうち、不登校などの理由により在籍する学校を長期間にわたり欠席している児童生徒に対し、自立及び学校生活への適応に関わる指導等を行い、在籍校への復帰に資するため、秩父市適応指導教室を設置する。

<秩父市適応指導教室設置要綱第1条>

※スクールソーシャルワーカー(SSW)業務

- 問題を抱える児童等が置かれた環境への働きかけ
- 関係機関等とのネットワークの構築、連携・調整
- 学校におけるチーム体制の構築・支援
- 保護者、教職員等に対する支援・相談・情報提供
- 教職員等への研修活動等

<埼玉県スクールソーシャルワーカー活用指針より>

2 教育相談室の現状

(1) 28年度の状況

- ・のべ相談回数 1616件 (27年度 1731件)
- ・適応指導教室入級者 9名 (27年度 10名)
※終了者7名、途中転校1名、入級実態なし1名
- ・不登校児童生徒 43名 (27年度 39名) 【累計30日以上欠席者数】
- ・臨床心理士相談回数 154回 (27年度 175回)

(2) 29年度4月の状況

- ・のべ相談回数 92件 (28年度 102件)
- ・適応指導教室入級者 2名 (28年度 3名)
- ・不登校児童生徒 17名 (28年度 16名) 【10日以上欠席者数】
- ・臨床心理士相談回数 8回 (28年度 12回)

3 今年度の目標・方策

<目標>

- 児童生徒の悩みや不安を受け止める相談体制の充実を図る
- 学校復帰への支援・援助を強化し、不登校児童生徒を減少させる

<方策1> 教育相談体制の改善・見直し

- ア スクールソーシャルワーカーとしての学校との連携強化
 - ・学校への訪問による現状の把握と働きかけ
 - ・スクールカウンセラー、生徒指導主任等との情報共有等
- イ さわやか相談員研修会の充実
 - ・全体研修会および面談の実施
 - ・さわやか相談室経営案の作成と活用
- ウ 学校の依頼に応えるケース会議の開催
 - ・関係機関との連携による情報共有
 - ・家庭への働きかけ等の対応

<方策2> 適応指導教室の充実

- ア 教育相談業務と適応指導教室の業務の明確化
 - ・適応指導教室の学習支援員の配置
- イ 魅力ある教育相談室
 - ・荒川支所へ入級しやすい支援方法の工夫
 - ・臨床心理士によるカウンセリング実施の周知の工夫
 - ・自然・社会体験教室等の実施